

長浜市告示第155号

長浜市園芸振興・転換作物生産推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市園芸振興・転換作物生産推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水田野菜・施設野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷を推進することにより、農業者の農業経営の安定を支援することを目的とし、これらに必要な農業用機械及び施設等の導入に要する経費で、国及び県の補助対象とならない経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める者のうち、この要綱による補助金の交付申請時において納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がないものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業区分、補助対象経費、補助率等及び補助条件等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 下取りがある場合は、下取り価格を控除した後の費用を対象とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、別表第2に定めるとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、別表第3に定めるとおりとし、提出期限は補助金交付年度の3月31日とする。

(書類の保存)

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿、領収書等を補助事業が完了した日の属する会計年度（以下「完了年度」という。）の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、完了年度及び前条に規定する期間中に、補助事業の実施状況及び収支状況について、必要に応じ、補助事業者に報告を求めることができる。

(処分の制限)

第8条 規則第20条に規定する財産処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた耐用年数（以下「耐用年数」という。）とする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が第2条及び第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長が返還を命じる金額は、耐用年数から完了年度以後の経過した年数を減じた年数を耐用年数で除した値に、交付した補助金の額を乗じて得た額とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(長浜市園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業補助金交付要綱等の廃止)

2 長浜市園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第329号）及び長浜市転換作物生産推進事業補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第157号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の長浜市園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業補助金交付要綱及び長浜市転換作物生産推進事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

4 令和6年度については、別表第1野菜・花き栽培用機械購入補助事業の項中「この事業の」とあるのは「廃止前の長浜市転換作物生産推進事業補助金交付要綱に規定する野菜・花き栽培用機械購入補助の」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助条件等
野菜・花き栽培用機械購入補助事業	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有する販売農家 (2) 水田を活用して野菜・花きを栽培する者 (3) 前年度にこの事業の利用がない者 (4) 過去にこの事業又は廃止前の長浜市転換作物生産推進事業補助金交付要綱（以下この表において「旧要綱」という。）に規定する野菜・花き栽培用機械購入補助を利用した場合は、当該事業において拡大するとした栽培面積を達成している者	次に掲げる野菜・花き栽培用及び出荷用の農業機械の購入費用 (1) 整地・施肥用機械 (2) は種・育苗・移植用機械 (3) 中耕・追肥・除草機械 (4) 防除機械 (5) 収穫・運搬用機械 (6) 調製・選別用機械 (7) 暗きょ排水用機械 (8) スプリンクラー設備 (9) 花き・野菜専用保冷庫 (10) その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の10分の3以内とし、100万円を上限とする。ただし、販売用野菜の栽培面積が20アールから20アール増えるごとく又は販売用花きの栽培面積が2アールから2アール増えるごとに上限を25万円ずつ加算することとする（最大200万円を上限とする。）。	(1) 販売用野菜の栽培を20アール以上又は販売用花きの栽培を2アール以上新たに、又は拡大して行い、その面積を5年間維持すること。 (2) 1年度当たり1回限りとする。 (3) 中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。
生産調整推進用アタッチメント整備補助事業	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有する販売農家 (2) 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に規定する畑作物の直接	生産調整推進のための麦、豆類及びそばの栽培に必要なアタッチメントの購入費用	補助対象経費の10分の3以内とし、20万円を上限とする。	(1) 1事業者当たり1回限りとする。 (2) 中古機械の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以

	<p>支払交付金の交付対象者</p> <p>(3) 過去にこの事業及び旧要綱に規定する生産調整推進用アタッチメント整備補助の利用がない者</p>			<p>上のものであること。</p>
園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業	<p>市内に住所を有する販売農家</p>	<p>新設又は増設するビニールパイプハウス類の設置に係る費用及びビニールパイプハウス施設内において、園芸施設野菜等を栽培するために必要な施設設備の設置に係る費用であって、その面積が1棟50平方メートル以上のものとする。</p>	<p>補助対象経費の10分の3以内とし、120万円を上限とする。</p>	<p>(1) 1年度当たり1回限りとする。</p> <p>(2) 設置後5年間は、園芸用施設として使用し、園芸施設共済等に参加しなければならない。</p> <p>(3) 中古施設等の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。</p>

水稲育苗用ビニールパイプハウス有効活用事業	市内に住所を有する販売農家	既存の水稲育苗用ビニールパイプハウスを園芸施設用ビニールパイプハウスとして有効活用する際に必要となる補強資材及び園芸施設野菜等を栽培するために必要な資材（ベンチアップ資材を含む。）の設置に係る費用	補助対象経費の10分の3以内とし、30万円を上限とする。	(1) 1年度当たり1回限りとする。 (2) 設置後5年間は、園芸施設野菜等を栽培すること。 (3) 中古設備等の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。
果樹生産施設類設置事業	市内に住所を有する販売農家	新設する果樹の生産施設の設置に係る費用	補助対象経費の10分の3以内とし、30万円を上限とする。	(1) 1年度当たり1回限りとする。 (2) 設置後5年間は、果樹等を栽培すること。 (3) 中古設備等の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。

別表第2（第4条関係）

事業区分	添付書類
野菜・花き栽培用機械購入補助事業	(1) 5年間の営農計画書 (2) 野菜栽培ほ場の一覧表及び位置図 (3) 見積書、カタログ等 (4) 機械の共同利用に係る管理運用規定（集落営農組織等の

	任意組織に該当する場合) (5) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。） (6) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古機械の場合）
生産調整推進用アタッチメント整備補助事業	(1) 見積書、カタログ等 (2) 機械の共同利用に係る管理運用規定（集落営農組織等の任意組織に該当する場合） (3) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。） (4) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古機械の場合）
園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業	(1) 土地の権限を証する書類 (2) 設置予定場所の現況写真 (3) 年間栽培計画書 (4) 見積書、カタログ等 (5) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。） (6) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古施設等の場合）
水稻育苗用ビニールパイプハウス有効活用事業	(1) 土地の権限を証する書類 (2) 設置予定場所の現況写真 (3) 年間栽培計画書 (4) 見積書、カタログ等 (5) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。） (6) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古設備等の場合）
果樹生産施設類設置事業	(1) 土地の権限を証する書類 (2) 設置予定場所の現況写真 (3) 年間栽培計画書 (4) 見積書、カタログ等 (5) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。） (6) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古設備等の場合）

別表第3（第5条関係）

事業区分	添付書類
野菜・花き栽培用機械購入補助事業	(1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) 対象機械の写真
生産調整推進用アタッチメント整備補助事業	(1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) 対象機械の写真

園芸施設用ビニール パイプハウス類設置 事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) ビニールパイプハウス類の完成写真 (4) 園芸施設共済等の加入が分かるものの写し
水稲育苗用ビニール パイプハウス有効活 用事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) 対象設備等の写真
果樹生産施設類設置 事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業報告書及び収支決算書 (2) 請求書及び領収書の写し (3) 対象施設等の写真